さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例

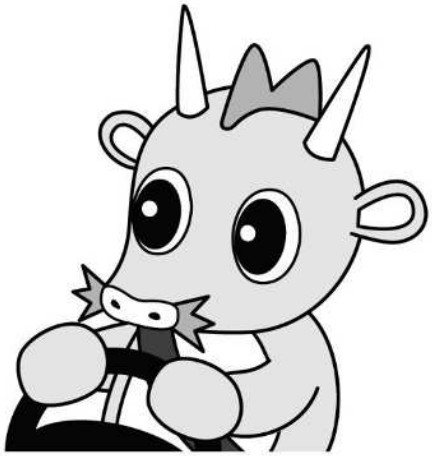

さいたま市

※共同住宅を特定用途に追加する「駐車場法施行令の一部を改正する政令」が令和８年４月１日に施行されることに伴い、令和７年度中に本条例の改正を予定しています。

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の概要

１．適用区域

駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

２．対象となる建築物

①自動車

・特定用途（※1）についての床面積＞1,500 ㎡

・非特定用途（※2）についての床面積＞2,000 ㎡

・特定用途部分の床面積＋非特定用途部分の床面積×3／4＞1,500 ㎡

②荷さばき（駐車場整備地区、大宮駅周辺地区の商業地域及び近隣商業地域）

特定用途についての床面積＞2,000 ㎡かつ敷地面積≧1,000 ㎡

③自動二輪車

・特定用途についての床面積＞1,500 ㎡

④適用除外

・義務教育諸学校

・住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿

・自転車等駐車場その他これに類する用途

・建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物

特定用途（※1）

【駐車場法第 20 条第 1 項に規定する用途】

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非特定用途（※2）

特定用途以外の用途に供するもの（例：神社、仏閣、福祉施設等）

３．設置義務基準

①自動車

・特定用途　　床面積 200 ㎡ごとに 1 台

・非特定用途　　床面積 450 ㎡ごとに 1 台

②荷さばき（駐車場整備地区、大宮駅周辺地区の商業地域及び近隣商業地域）

・百貨店その他の店舗　床面積 3,000 ㎡ごとに 1 台

・事務所　　床面積 5,000 ㎡ごとに 1 台

・倉庫　　床面積 1,500 ㎡ごとに 1 台

・その他特定用途　　床面積 4,000 ㎡ごとに 1 台

③自動二輪車

・百貨店その他の店舗、事務所　床面積 3,000 ㎡ごとに 1 台

・倉庫、その他特定用途　　床面積 8,000 ㎡ごとに 1 台

４．駐車マスの規模

・小　型　車　用　　2.3m以上×5.0m以上（全体数－A）

・普　通　車　用　　2.5m以上×6.0m以上（全体数の 30%）……A

・車いす使用者用　　3.5m以上×6.0m以上（Aに含まれる）

・荷 さ ば き 用　　3.0m以上×7.7m以上（Aに含まれる）

・自 動 二 輪 車 用　　1.0m以上×2.3m以上

５．特別措置

① 延べ面積 6,000 ㎡未満の建築物について、自動車・荷さばき・自動二輪車台数を緩和

② 事務所用途部分の床面積が 10,000 ㎡を超える建築物の床面積の低減

③ 隔地駐車場の特例（当該建築物の敷地からおおむね 300m以内）

条例、様式等に関しては、さいたま市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ→暮らし・手続き→まちづくり・交通→交通・道路・駐輪場→駐車場・駐輪場→事業者の方へ→建築物駐車施設の附置について

・当条例の適用外であっても、「さいたま市開発行為の手続に関する条例」の適用を受ける建築物を建築する場合、「さいたま市自動車駐車施設の設置基準」により自動車駐車施設の設置について協議が必要となります。

・協議先は、各区役所くらし応援室となります。

・「さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例」および「さいたま市自転車等駐車場の設置基準」についての協議先も各区役所くらし応援室となります。

お問い合わせ・届出先

【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】
さいたま市 都市局 都市計画部 北部都市計画指導課
住所：大宮区吉敷町１－１２４－１（大宮区役所６階）
電話：０４８－６４６－３１７８

【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】
さいたま市 都市局 都市計画部 南部都市計画指導課
住所：中央区下落合５－７－１０（中央区役所３階）
電話：０４８－８４０－６１７８

編集・発行

さいたま市 都市局 交通政策部 自転車まちづくり推進課
住所：浦和区常盤６－４－４（市役所本庁舎）
電話：０４８－８２９－１３９８

発行　令和７年４月